

政 委 第 号
平成 18 年 12 月 日

行政改革推進本部長

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 丹 羽 宇一郎

「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成 18 年中に得る独立行政法人等の見直し案に対し意見を求めることについて」に対する意見

平成 18 年 12 月 18 日付け閣行本第 43 号をもって意見を求められた件について、下記のとおり意見を申し述べる。

記

平成 18 年度に見直しの結論を得ることとされた 23 の独立行政法人等について、平成 18 年 12 月 18 日付け閣行本第 43 号により当委員会に示された主務大臣の見直し案については、いずれも「平成 18 年度に見直しの結論を得ることとされた独立行政法人等の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」（平成 18 年 11 月 27 日付け政委第 23 号政策評価・独立行政法人評価委員会委員長通知。以下「勧告の方向性」という。）におおむね沿っているものとする。

今後、見直しの具体化に向け、法制上の措置を講ずる場合や新中期目標及び新中期計画の策定等に当たっても、勧告の方向性の趣旨を最大限いかしていただくとともに、中期目標期間中に達成すべき水準をできる限り定量的・具体的に定めた中期目標及び中期計画としていただくことを要請する。

なお、当委員会としては、各主務大臣、各独立行政法人等及び各府省独立行政法人評価委員会における今後の取組を注視し、必要な場合には、中期目標期間終了時に独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うとともに、行政改革推進本部に報告を行うこととする。